

=建築確認申請書提出場所=

・ 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課

所在地 〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 (青梅合同庁舎内)

電 話 0428-23-3692

・ 指定確認検査機関

青梅市では、建築確認申請に関する事務手続は行っておりませんのでご注意ください。ただし、地区計画区域内で建築物等の新築、増改築を行う場合や「青梅市の美しい風景を育む条例」の届出の必要な行為を行う場合は、建築確認申請をする前に、市に届出をしていただく必要があります。また、開発行為および中高層建築物の建築等についても「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」の適用事業に該当する場合がありますので、事前に青梅市都市計画課にご相談ください。

編集・発行 青梅市都市計画課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電 話 0428-22-1111 (代表)